

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-142
許認可等の種類	組合解散後の清算人の作成に係る決算報告書の承認			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第49条			
許認可等の概要	組合解散後の清算人に係る決算報告書の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、基準の具体化が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難なため)			
期間の制定根拠	—			